2026年03月30日(月)

[高]有休休暇取得に関する留意点につきまして

関係各位

　年次有給休暇を10日以上付与される社員については、1年間の内に5日取得しなければならない義務があります。
　4月1日から時間有休の取得が可能となりますが、年次有給休暇5日の取得義務の**対象外**となりますので、**ご注意**いただきたく存じます。

　また、当社の一般事業主行動計画においては、すべての社員が心身ともに健康に働ける環境を整備するため、年次有給休暇の平均取得日数を**「年間6日以上」**とすることを目標としております。
　社員一人ひとりが計画的に年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりを、今後も継続して推進してまいります。
　今後ともご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。